

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了
	H25-8-20
	H25-8-19
作成	H25-7-26

検討課題	12	議案への賛否の公開について
区分	A	
関連条例内容	<p>(市民の参画)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>
検討内容	・ホームページへの公開の運用方法の検討	
	現状分析	議論する内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりにおいて、全ての議案について賛否状況を議員ごと掲載している。（平成21年8月から） ・本会議の採決については、全て原則起立採決とした。（平成24年6月） ・採決時には、議場のカメラにて、全員の賛否状況が確認できるよう撮影し、その映像をケーブルテレビやインターネットで配信している。 ・採決時に、起立しない場合は反対とみなすことを議会運営委員会で確認。（平成25年6月） ・過去に起立採決において、何人立っていたかの情報公開請求があった。議長は、起立多数か起立少数を宣言するが、数は数えない。賛否を明確にするためカメラでゆっくり撮影している。 （例）請願の採決について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載の有無について ・議案の取扱について
		対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・不具合の内容を確認後、議会運営委員会へ。 ・検討部会で方向性が出れば代表者会議へ。 ・第7回議会改革推進会議にて了承。 ・平成25年10月1日よりホームページで公開。

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成25年6月定例会の採決時に議案名がわかりづらく一部誤解があった。		